

一般廃棄物処理施設において必要な設備の運転、点検又は整備の業務

1 業務の概要

- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定する一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場）における廃棄物の処理に必要な設備の運転、点検又は整備の業務。
- 具体的には、ごみ処理施設の燃焼設備・排ガス処理設備、し尿処理施設・最終処分場の生物処理設備・凝集沈殿処理設備等の設備が該当する（対象設備の詳細は次ページ以降を参照）。
 - ・ 燃焼設備
供給されたごみを乾燥・燃焼させる設備。
 - ・ 排ガス処理設備
排ガス中の有害ガス成分を薬剤やろ過等で処理する設備。処理工程で、適正な排ガスの温度管理を行う。
 - ・ 生物処理設備
硝化菌、脱窒素菌など性質の異なる微生物を利用して、窒素化合物等を除去する設備。
 - ・ 凝集沈殿処理設備
薬品により汚濁物質を凝集沈殿して除去する設備。

2 専門性等

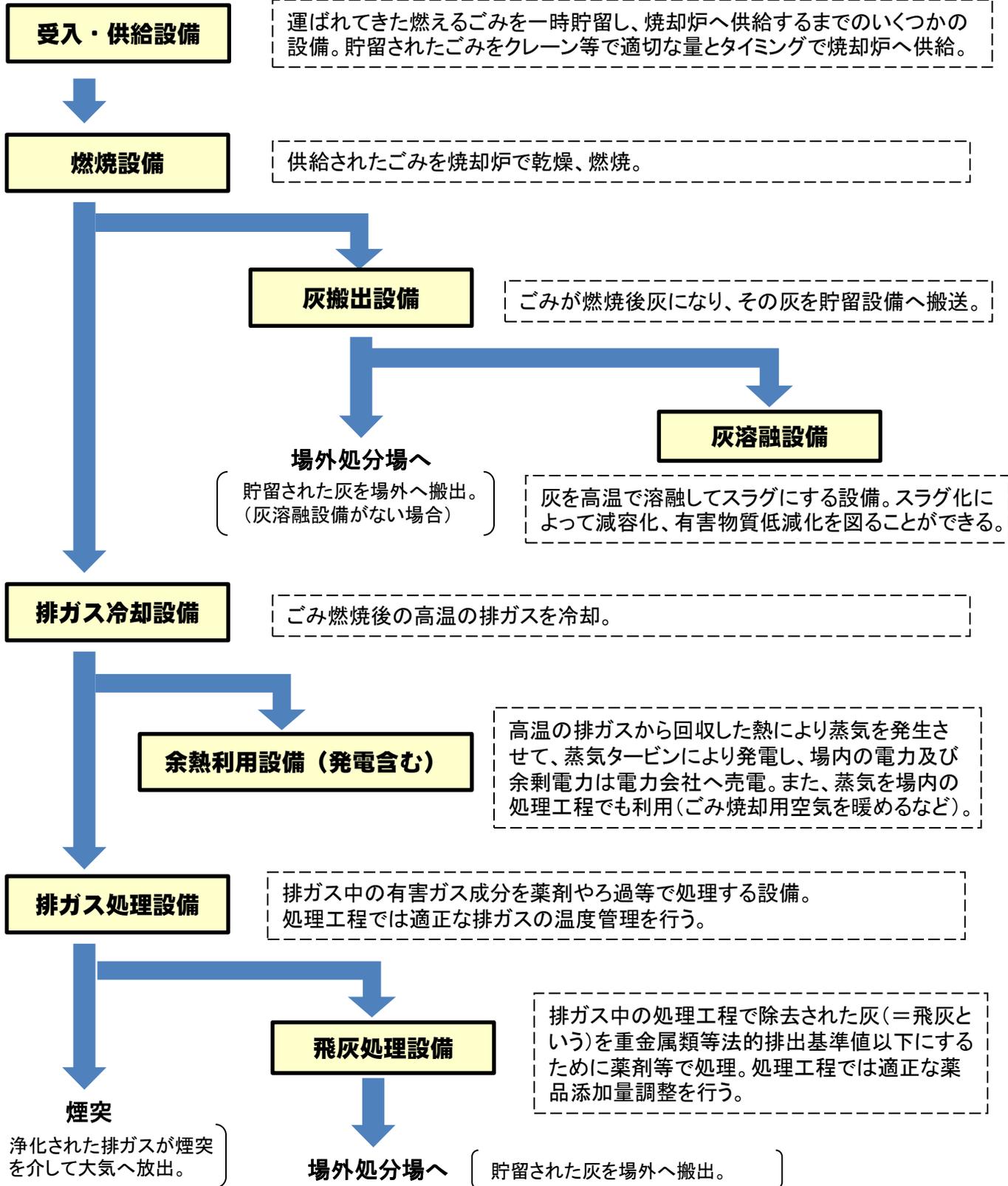
- ごみ処理施設では、燃焼に使用する空気の温度や排ガス温度、焼却炉へ入れるごみの量、焼却炉内の内圧等、様々な状態を把握し、適正な範囲に保つ必要があり、これには専門的な知識・技術・経験が必要となる。
- し尿処理施設・最終処分場では、硝化菌、脱窒素菌などの微生物を利用した処理を行うことから、微生物に対する専門的な知識等がないと適切な対応ができない。
- 法令上、一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準が定められており、また、ダイオキシン類対策特別措置法等によって排出物質に対する規制がされていることから、法令を遵守して的確に維持管理するための専門的な知識等が必要となる。
- 業務契約相手である地方自治体の仕様書により、経験を有する者による維持管理を求められることも多い。

3 緊急性

- 東日本大震災によって生じたがれき等をできる限り速やかに処理していくため、被災地においてニーズが高まっている。
- がれき等の増加や施設の不足等の影響により、被災地では処理能力が不足しており、被災地以外の施設を活用した広域処理が必要とされていることから、被災地以外の地域における処理量の増加も見込まれる。

ごみ処理施設における対象設備(イメージ)

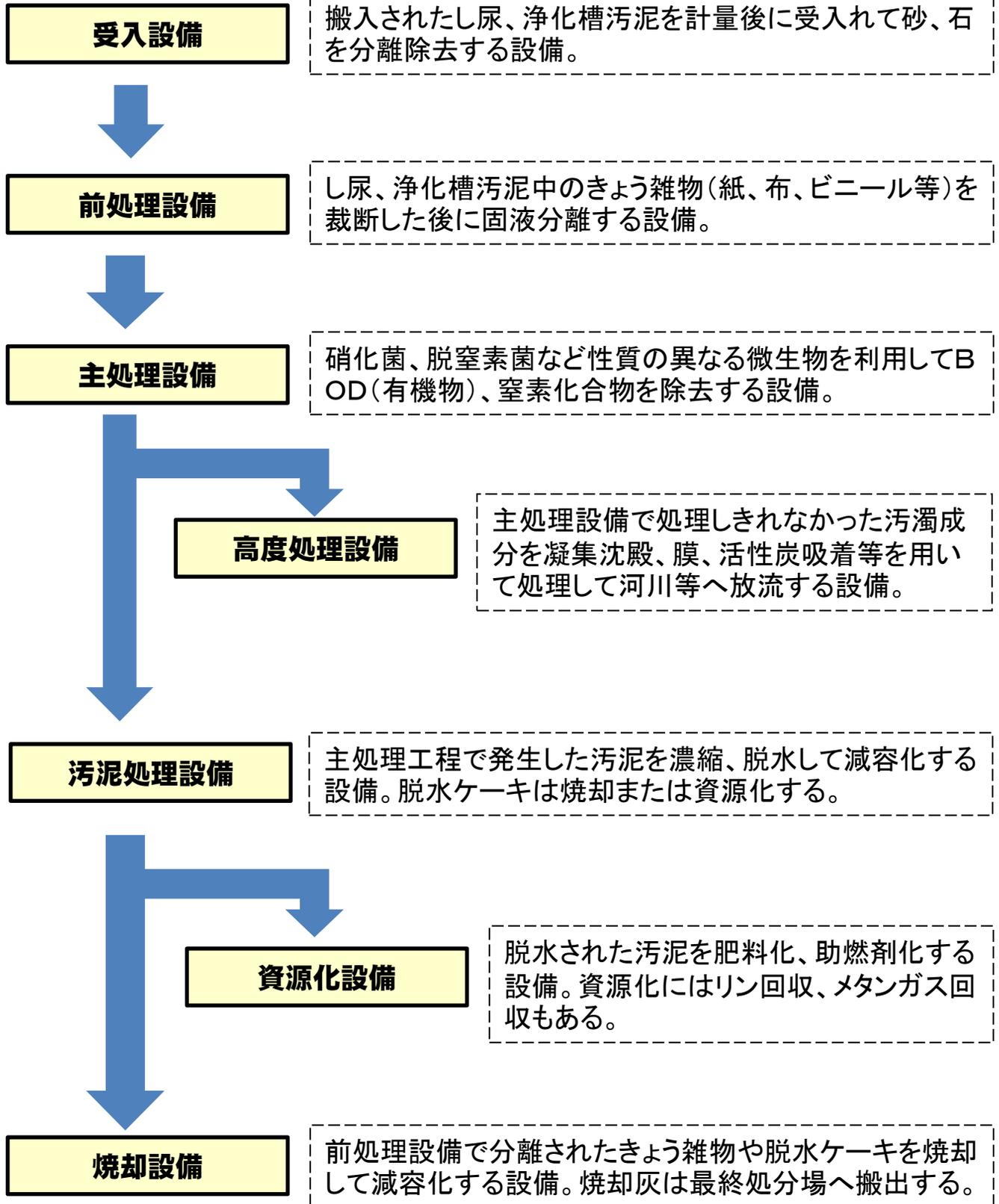
※ : 対象となる設備



※ 上記の設備と同様の機能を有する設備や、上記の設備の運転等のために必要な設備等の関連する設備も対象設備に含まれる。

し尿処理施設における対象設備(イメージ)

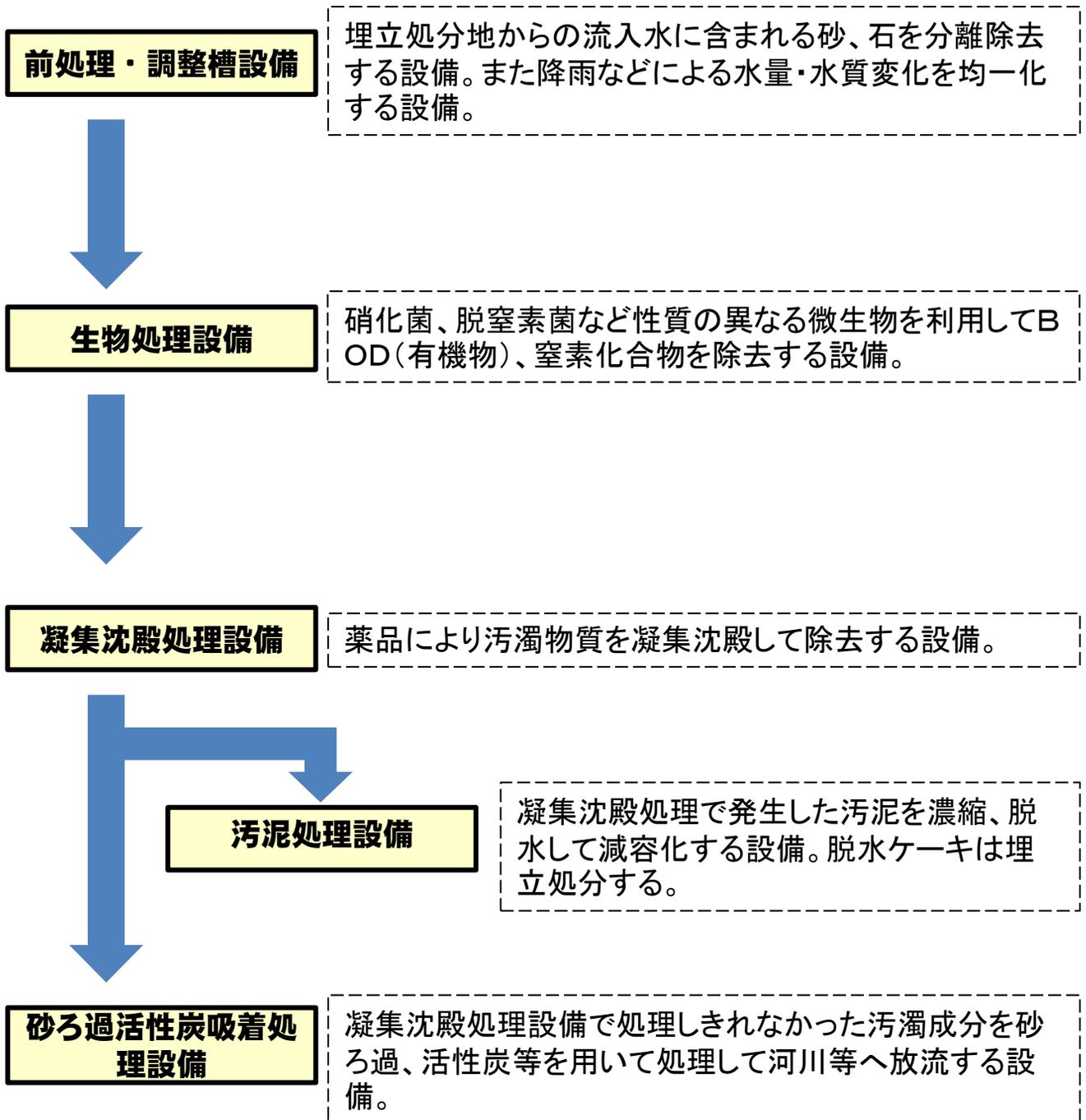
※ :対象となる設備



※ 上記の設備と同様の機能を有する設備や、上記の設備の運転等のために必要な設備等の関連する設備も対象設備に含まれる。

最終処分場における対象設備(イメージ)

※  :対象となる設備



※ 上記の設備と同様の機能を有する設備や、上記の設備の運転等のために必要な設備等の関連する設備も対象設備に含まれる。